

豚伝染性胃腸炎診断用蛍光抗体

動生剤基準の豚伝染性胃腸炎診断用蛍光抗体の 3.5.3、3.5.4 及び 3.5.5 に規定するところにより、これらに規定する試験を行うものとする。